【参考資料①】都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（概要）（令和４年10月）

都市公園制度誕生150年目のパラダイムシフト　～人中心のまちづくり時代における都市公園の意義・役割～

＜各時代の社会背景＞

明治6(1873)年	**太政官布達**　都市公園制度の始まり　名勝・旧跡等の群衆遊観の地を市民の慰楽の場として国民に開放　その後、震災時の避難地・防災拠点等として公園整備が進展	都市の近代化、震災復興・戦災復興の都市計画
昭和30年代～	**都市公園法制定(S31)、都市公園等整備緊急措置法制定(S47)**　経済成長、人口増加等を背景に、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ	高度経済成長、人口の急増、都市の拡大と過密化
平成28(2016)年	**「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書**　緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する『新たなステージ』へ	人口減少・高齢化、規制緩和、地方分権、地方創生、国際的な都市間競争、インフラ老朽化と技術職員の減少

ポストコロナの時代における人中心のまちづくりへの機運の高まり

- **「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりの取組の広がり**
  ～交流・滞留空間、開かれた心地よい空間の創出～
- **地球環境問題の新たな潮流**
  ～人と自然が共生する持続可能でレジリエントな都市の形成～
- **人口減少、少子高齢化への対応**
  ～全てのこどもの健やかな成長を目指すこども政策の推進～
- **新型コロナの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応**
  ～人中心・市民目線のまちづくり、ニーズに迅速に対応する機動的なまちづくり～
- **市民・事業者の意識変化**
  ～参画意識の高まり、官民連携による社会課題解決と新たな市場創造・成長～
- **デジタル・トランスフォーメーションの進展**
  ～既存の仕組みの変革、新たな価値創出～

新たな時代における都市公園の意義・役割
～公園本来の役割、多機能性・多様な可能性の再認識～

個人と社会のWell-beingの向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、ポテンシャルを更に発揮すべき

- 持続可能な都市を支える グリーンインフラ
- 心豊かな生活を支える サードプレイス
- 人と人のリアルな交流、イノベーションを生み出す場
- 社会課題解決に向けた活動実践の場
- 機動的なまちづくりの核

都市公園新時代　～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指す

「使われ活きる公園」の実現に必要な**3つの変革**

都市アセットとしての利活用 まちの資産とする

公園のストックを地域の資産と捉え、能動的・機動的取組で地域の価値やシビックプライドを高揚する

画一からの脱却 個性を活かす

公園の特性に応じたルールをオーダーメイドでつくり、公園の楽しみ方を広げ、新たな文化を創造する

多様なステークホルダーの包摂 共に育て共に創る

パートナーシップの公園マネジメントを実践し、共有資産である公園を核にまちづくりへの関心を高める

◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

重点戦略【1】 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの 場 とする

公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NbS(自然を基盤とした解決策)の視点からグリーンインフラとしての保全・利活用に計画的に取り組むとともに、市民、事業者等による利活用の状況を管理運営や再整備にきめ細かく反映し、居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくりを推進。

施策の方向性

①グリーンインフラとしての保全・利活用
- ○グリーンインフラを導入した緑の基本計画(公園の整備・管理方針を含む)の策定
- ○緑の基本計画等に基づく自然環境の有する多機能性の戦略的な保全・利活用
- ○緑の充実や再生可能エネルギーの活用等による公園のカーボンニュートラル化

②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり
- ○公園の利活用状況の点検と点検結果を踏まえた公園再生
- ○公園利用者の安全・安心の確保(防災・減災、バリアフリー、老朽化対策、防犯、暑熱対策等)
- ○政策間連携による社会課題対応型の機能向上(健康、福祉、子育て、教育、地域経済等)

重点戦略【2】 しなやかに使いこなす 仕組み をととのえる

公園は誰でも自由に使える空間という基本的な認識の下、多様化する利活用ニーズに応え、さらには公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性等に応じた利用ルールの弾力化、新たな可能性を探る実験的な利活用の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理。

施策の方向性

③利用ルールの弾力化
- ○画一的な利用ルールの見直しの促進(公園条例の方向性や選択肢の提示等)
- ○利用者等の合意形成による公園毎のローカルルールづくり(協議会の活性化)

④社会実験の場としての利活用
- ○公園での社会実験の事例・成果の共有
- ○多様な主体による幅広いテーマの社会実験を円滑に進めるための仕組みづくり(パークラボ)

重点戦略【3】 管理運営の 担い手 を広げ・つなぎ・育てる

公園管理者としての体制確保・技術継承、地域との連携等に留意しつつ、多様な主体の参画を促進するともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を共創。

施策の方向性

⑤担い手の拡大と共創
- ○公園の特性等に応じた管理運営体制や役割分担の多様化
- ○利活用をミッションとする体制構築(中間支援組織との連携等)

⑥自主性・自律性の向上
- ○担い手の財政的な自立性の確保(計画的な収益事業実施、広告設置等)
- ○民間の管理運営への参画を更に促進する仕組みづくり

⑦公園DXの推進

デジタル技術とデータの利活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進。

施策の方向性
- ○公園に関わるデータのデジタル化、オープンデータ化
- ○データを活用したEBPM
- ○DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用
- ○デジタル技術、データを活用した、公園の利活用・管理運営の変革(リアルタイムデータを活用したサービス等)

国土交通省資料　https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000064.html

【参考資料②】都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）

背景・必要性

◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
　－ 景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい

◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
　✓ 量的課題　－　一人当たり公園面積が少ない地域が存在
　　－　これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
　✓ 質的課題　－　公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
　⇒　一方、使い道が失われた空き地が増加

◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界

…「経済財政運営と改革の基本方針2016」,「日本再興戦略2016」（閣議決定）において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

概　要

都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

○都市公園で**保育所等の設置を可能**に（国家戦略特区特例の一般措置化）

○民間事業者による**公共還元型の収益施設の設置管理制度**の創設

－収益施設(**カフェ、レストラン**等)の設置管理者を民間事業者から**公募選定**

－設置管理**許可期間の延伸**（10年→20年)、**建蔽率の緩和**等

－**民間事業者**が広場整備等の**公園リニューアルを併せて実施**

（予算）**広場等の整備に対する資金貸付け**
【都市開発資金の貸付けに関する法律】
（予算）広場等の整備に対する補助

▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園（イメージ）

○公園内の**PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸**（10年→30年）

○公園の活性化に関する**協議会の設置**

緑地・広場の創出

【都市緑地法】

○**民間による市民緑地の整備**を促す制度の創設

－市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定

（税）固定資産税等の軽減
（予算）施設整備等に対する補助

○**緑の担い手**として**民間主体を指定する制度の拡充**

－緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加

▶ 市民緑地（イメージ）

都市農地の保全・活用

【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

○生産緑地地区の一律500㎡の**面積要件**を市区町村が**条例で引下げ可能**に(300㎡を下限)

（税）現行の税制特例を適用

○生産緑地地区内で**直売所、農家レストラン**等の**設置を可能**に

▶ 市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子

○**新たな用途地域**の類型として**田園住居地域を創設**
（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

○市区町村が策定する「**緑の基本計画**」(緑のﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ)の記載事項を拡充　【都市緑地法】
　－**都市公園の管理**の方針、農地を緑地として政策に組み込み

【目標・効果】

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

（KPI）　民間活力による公園のリニューアル　約100件（2017～2021［2017：5件 ↗ 2021：40件］）
　　民間主体による市民緑地の整備　　約 70件（2017～2021［2017：5件 ↗ 2021：25件］）

※地方公共団体等への意向把握をもとに推計

国土交通省資料　https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000073.html

【参考資料③】都市緑地法等の一部を改正する法律案を閣議決定（令和６年２月）

背景・必要性

○ 世界と比較して**我が国の都市の緑地の充実度は低く**、また**減少傾向**。

○ **気候変動対応**、**生物多様性確保**、**幸福度**（Well-being）**の向上**等の課題解決に向けて、**緑地が持つ機能に対する期待**の高まり。

○ ESG投資など、**環境分野への民間投資の機運**が拡大。

○ 緑のネットワークを含む**質・量両面での都市緑地の確保に取り組む必要**があるが、

・**地方公共団体において**、**財政的制約**や**緑地の整備・管理に係るノウハウ不足**が課題。

・**民間においても**、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、**取組が限定的**。

○ また、都市における脱炭素化を進めるためには、**エネルギーの効率的利用の取組等を進める**ことも重要。

世界主要都市の緑地の充実度
（森記念財団「世界の都市総合ランキング2022」）

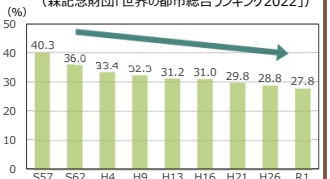

横浜市の緑被率の推移
（令和元年度緑被率の調査結果について（横浜市））

法案の概要

１．国主導による戦略的な都市緑地の確保

①国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

・**国土交通大臣が**都市における緑地の保全等に関する**基本方針を策定**。

・**都道府県が**都市における緑地の保全等に関する**広域計画**（仮称）**を策定**。

②都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

・都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備又は保全の重要性」を位置付け。

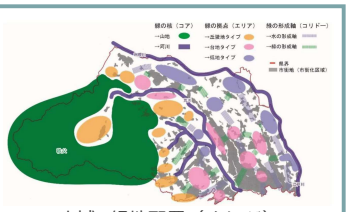
広域の緑地配置（イメージ）

２．貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

①緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】

・緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を「**機能維持増進事業**」（仮称）として位置付け。

・特別緑地保全地区※で行う**機能維持増進事業**について、その**実施に係る手続を簡素化**できる特例を創設。<予算>（実施に当たり都市計画税の充当が可能）

※緑地の保全のため、建築行為等が規制される地区

②緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】

・都道府県等の**要請に基づき**特別緑地保全地区等内の**緑地の買入れや機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構**（仮称）**の指定制度**を創設。

・機構が行う業務について都市開発資金の貸付けにより支援。<予算>

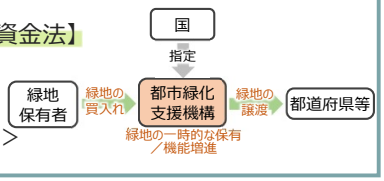

３．緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

①民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都開資金法】

・緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する**指針を国が策定**。

・**民間事業者等による緑地確保の取組を国土交通大臣が認定**する制度を創設。

上記認定の審査に当たっての調査を代行する機関の登録制度を創設。

・上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。<予算>

②都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】

・緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的な利用等を行う**都市の脱炭素化に資する都市開発事業を認定**する制度を創設。

・上記認定を受けた事業について**民間都市開発推進機構が金融支援**。<予算>

民間事業者による緑地創出の例（千代田区）

予算・税制措置と併せて「まちづくりGX」を推進

【目標・効果】

都市において質・量両面での緑地の確保やエネルギーの効率的利用等を進めることで、良好な都市環境を実現

【KPI】

●自治体による**特別緑地保全地区の指定面積**：2030年度までに**1,000ha増加**（2021年度：6,671ha）

●民間事業者等による**緑地確保の取組の認定件数**：2030年度までに**300件**

国土交通省資料　https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000250.html

【参考資料④】都市緑地法第四条

（1）定める内容

2　基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　緑地の保全及び緑化の目標

二　緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

三　地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。第五項において同じ。）の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

四　特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの

イ　緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ロ　第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項

ハ　第二十四条第一項の規定による管理協定（次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項

ニ　第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。）に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

五　生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区（次号において単に「生産緑地地区」という。）内の緑地の保全に関する事項

六　緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

七　緑化地域における緑化の推進に関する事項

八　緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

都市緑地法第四条第２項抜粋

【参考資料④】都市緑地法第四条

(2)その他計画との整合等について

3　基本計画は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第六条第一項の規定による緑地保全計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

4　市町村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5　市町村は、基本計画に第二項第三号に掲げる事項(都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針に係るものに限る。)を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

6　町村は、基本計画に第二項第四号イに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同号ロからニまでに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

7　市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

8　第四項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

都市緑地法第四条第２～8項抜粋

【参考資料⑤】朝霞市緑化推進条例

第１条　この条例は、市内の緑地の保護及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の形成に寄与することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）市民等　　市内に居住する者及び市内に土地を所有する者をいう。
（２）事業者　　法人又は法人以外で市内で事業を営む者をいう。
（３）所有者等　この条例の施行に係る土地の所有権者、地上権者、永小作権者又は賃借権者をいう。
（４）　地形の変更　宅地の造成、土地の開墾、盛土、掘削その他土地の形質を変更することをいう。
（責務）
第３条　市長は、第１　条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項の推進に努めなければならない。
（１）緑地の保護
（２）公共用地の緑化
（３）緑化の推進及び緑化思想の普及
２　市民等は、自ら緑地の保護及び緑化の推進に努めるとともに、市長の実施する緑化施策に協力するものとする。
３　事業者は、その事業活動等を行うに当たり、緑化の保護及び緑化の推進に努めるとともに、市長の実施する緑化施策に協力するものとする。
４　市内に土地又は施設等を有する国及び地方公共団体は、緑地の保護及び緑化の推進に努めるとともに、市長の実施する緑化施策に協力するものとする。
（保護樹木等の指定）
第４条 市長は、緑地の保護のため必要があると認めたときは、所有者等の同意を得て、規則で定める基準により、樹木を保護すべき地区又は保護すべき樹木をそれぞれ保護地区又は保護樹木として指定することができる。
２ 市長は、前項の規定により保護地区又は保護樹木を指定したときは、その旨を当該所有者等に通知するとともに、当該指定した保護地区又は保護樹木にその旨を表示した標識を設置しなければならない。
（所有者等の管理義務）
第５条　前条第１　項の指定を受けた所有者等は、常に適切な管理を行い、当該保護地区又は保護樹木の環境を良好に保つように努めなければならない。
（所有者等の届出）
第６条 第４ 条第１ 項の規定により指定を受けた保護地区又は保護樹木の所有者等は、次の各号に該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める行為又は非常災害のために必要な応急措置については、この限りでない。
（１）樹木を伐採しようとするとき。
（２）樹木が枯死又は著しく折損したとき。
（３）地形の変更をしようとするとき。
（４）当該土地の権利を他に移転しようとするとき。
（勧告）
第７条　市長は、前条の規定により届出があった場合には、緑地保護の目的を達成するため、所有者等に対し必要な勧告をすることができる。
（協議）
第８条　第４　条第１　項の規定により指定を受けた所有者等は、当該指定を変更又は解除しようとするときは、事前に市長に協議しなければならない。
（解除等）
第９条 市長は前条の規定による協議によりやむを得ないと認めたとき、又は第４条第１項の規定で定める基準に該当しなくなったときは、同項の指定を変更又は解除するものとする。
２　市長は、前項の規定により指定を変更又は解除したときは、その旨を当該所有者等に通知するものとする。
（緑化推進会議）
第１０条　市長は、緑地の保護及び緑化の推進を図るため朝霞市緑化推進会議（以下「会議」という。）を置く。
（所掌事務）
第１１条　会議は、市長が諮問する事項について審議する。
（組織）
第１２条　会議は、緑化推進委員（ 以下「委員」という。）　１　６　人以内をもって組織する。
２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　市の議会の議員
（２）　学識経験を有する者
（３）　関係行政機関の職員
（４）　まちづくり関係団体の代表者
（５）　社会福祉関係団体の代表者
（６）　環境関係団体の代表者
（７）　商工業関係団体の代表者
（８）　農業関係団体の代表者
（９）　公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
３　委員の任期は、２　年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　会議に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。
（調査）
第１３条 市長は、第４　条第１　項の規定による指定の目的を達成するために必要な限度において、職員に、他人の土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。
２ 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
３　第１　項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（助成）
第１４条　市長は、緑地の保護及び緑化の推進を図るため、技術的な助言を行うとともに、予算の定めるところにより必要な助成をすることができる。
（委任）
第１５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則
この条例は、昭和６４年４月１日から施行する。
附則（平成２５年条例第５５号）
この条例は、平成２６年２月１日から施行する。